

十九八	七八六	五四	三二一	○發成省					
償還期限	發行価格	振替額位	最低額位	用法					
行単位	行額	行額	行方法	名稱及び記					
た平十額平す額の振 だ成錢面成るの記替 し二一金二。整載法 、十厘額十數又の 償五百百四十倍は規 還年八年内に記定 期が銀行につき二十 行休業日日に	千円額引万円 面受本金 金け銀機 額で五千 よる借換 五百五億 も額口と 九円九 額の面座 と金簿	円額引 面受本 金け銀 額行 には日本 五百五百 五百五億 も額口と 九円九 額の面座 と金簿	日振の以 下「振 行を受 けるもの 換えのた めのの	法律社債第 一年別會 法律第一 項に關する 株式等の振 替法」とい う。」の規 定。	特條九 別會第一 項法律第 二十三年 法律第七 十五号。	國庫短期財務 證券（第三 百三回）	第七条第三 項の規定 により告示 する。安住 淳	二百九十二 号（昭和五 十七年大藏 省令第三十 号）	○財務省告示 第二百九十二 号（昭和五 十七年大藏 省令第三十 号）

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
四 百 支 き
年 円 払 は
八 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
日 円 業 日
に